

一部の方々における後期高齢者医療保険料の口座振替の遅延等について

2024年10月17日
郡山市市民部
国民健康保険課
課長 二瓶 正仁
TEL：924-2148

口座振替にかかるシステム処理の誤りにより、後期高齢者医療保険料普通徴収第2期分が口座振替（振替予定日：令和6年9月30日）できない等の事例が発生しました。

1 システム処理の誤りの内容及び影響

（1）内 容

業務委託により行っている後期高齢者医療保険料徴収システムの運用において、9月30日から保険料の口座振替を新たに開始する方々及び、死亡等により停止する方々のシステム登録処理が正しく実施されなかったため、令和6年度第2期分保険料（納期限9月30日）の口座振替及び口座振替の停止ができませんでした。

※業務受託者（株）福島情報処理センター（以下「FIC」と記載）

（2）影 響

① 新規口座登録分 ※振替できなかった件数等 32件 計764,600円

※金額 最大104,200円～最小1,500円

② 口座振替停止分 ※停止できず振替された件数等 2件 計110,600円

※②のうち1件 108,400円は、相続人の方に別途納付書を送付しており、納付書との重複納付となったため、還付金の説明（受け取り口座の指定等）をしました。

もう1件 2,200円については、相続人の方に別途送付した納付書での納入は、不要である旨の説明をしました。

2 処理を誤った原因

業務受託者（FIC）において、実施すべき口座振替の新規登録及び停止の処理を実施する手順書の作成を誤り、これにより必要なシステム登録処理が実施されなかった。

業務受託者（FIC）におけるチェック体制の不備により、手順書の誤りを発見できなかった。

3 市の対応

対象の方々へ電話連絡をし、お詫びと内容の説明をさせていただきました。

今回、後期高齢者医療保険料普通徴収第2期分の保険料の口座振替ができなかった方々には、第2期分を次回第3期分の口座振替日（10月31日（木））に合わせて口座振替させていただく通知をお送りしました。

また、口座振替停止がされず口座振替された方には、後期高齢者医療保険料普通徴収第2期分の保険料納付は不要の旨を連絡、並びに、既に後期高齢者医療保険料普通徴収第2期分の保険料を納付書でも納付され重複納付となった方には、還付金の振込口座等指定をお願いする説明を行い、通知をお送りしております。

4 再発防止について

業務受託者（FIC）におけるチェック体制の不備を早急に改善するよう業務受託者（FIC）に指示しております。

今後は、改善が適切に実行されるよう、監督を強化してまいります。

5 本件の経過

月 日	概要	詳 細
2024/10/7 11:00 頃	疑義覚知	国民健康保険課へ被保険者の親族から、後期高齢者医療保険料普通徴収第2期分が口座振替されていない旨の電話問い合わせがあった。 →国民健康保険課において、後期高齢者医療保険料徴収システムで収納済みとなっていないことを確認した。
2024/10/7 11:00 過ぎ	疑義照会	国民健康保険課から業務受託者（F I C）に対し、口座振替不能者について、調査をするよう指示した。
2024/10/7 午後	原因報告	業務受託者（F I C）から国民健康保険課に報告あり。 →作成されなかった口座振替データが34件あることを確認
2023/10/8 9:00	原因報告	業務受託者（F I C）から国民健康保険課に報告あり。 →9月30日から保険料の口座振替を新たに開始する方々及び、死亡等により停止する方々のシステム登録処理が正しく実施されなかった。 国民健康保険課から業務受託者（F I C）へ指示 →リストアップ、影響額等のデータ作成を指示した。
2024/10/9 10:20	件数報告	業務受託者（F I C）から国民健康保険課へ報告あり。 →対象件数、影響額等 口座振替できなかった件数等 32件 計 764,600 円 振替停止できず振替された件数等 2件 計 110,600 円 ※重複納入 1件 108,400 円
2024/10/11 ~ 10/16	説 明	対象の方々へ電話連絡をし、お詫びと内容の説明をさせていただいた。

※被保険者が死亡した場合は、口座振替を停止し、相続人に対し納付書を送付しています。

